



▲坂東消防署高度救助隊の皆さん

7月24日、横浜市消防訓練センターで開催された、消防技術関東地区指導会の障害突破で高度救助隊が準優勝し、関東地区代表として8月22日に広島県で開催される全国大会に出場します。

全国大会への切符は、西南広域消防の代表として出場した、茨城県消防救助技術大会で障害突破が優勝、ブリッジ救助が準優勝し、消防技術関東地区指導会を経て手にした

ものです。
坂東消防署では、これからも市民の皆様の安全安心に応えるよう日々、救助技術の向上に精進してまいりますので、皆様の応援をお願いいたしました。



**主婦年金からの
切り替えの手続が
2年以上遅れた
ことがあるかたは、
今すぐ手続きを！**

平成25年7月から専業主婦の年金が改正され、会社員の夫が退職した際などに年金の切り替えの手続きが遅れたりまたは漏れていたため、保険料が未納となつている主婦が手続きをすることにより、年金の受け取りが可能になつたり、年金額を増やすことがで

きる場合があります。

原則として20歳から60歳までのすべての人が「年金」に加入することになつていますが、

保険者（サラリーマンの夫（第2号被保険者）に扶養されている妻

専業主婦の年金が 改正されました

手続きをすることのメリット

- ・無年金や年金の減額を防ぐことができます
- ・万一の時の障害年金などの受給権の確保につながります
- ・さかのぼって納付すること（最大10年分）により年金額が増えます

（専業主婦：第3号被保険者は、保険料を納める必要はありません。ただし、夫が退職した場合や妻自身の年収が増えたときなどは、手続き（第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続き）をして、保険料を納めなくてはなりません。この手続が2年以上遅れたことがあるかたは、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このたび、専業主婦の年金が改正され、このようなかたは手続きをすることにより、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

※妻がサラリーマン、夫が専業主夫の場合も同様です。

お問合せ

国民年金保険料専用ダイヤル
☎ 0570(011)050

保険年金課 岩井仮設庁舎
内線1734

がんばろう福島！応援中

坂東市からのんびり温泉
直通送迎バス開通

●10名様以上宴会飲み放題付16,000円
●詳しくは0297-36-8003野本、浜小路まで

アルパカと温泉トラフグの里	☎ 024-953-2611	☎ 0242-67-1268	☎ 024-591-1212	☎ 024-592-1126	☎ 024-592-1129
のんびり温泉株式会社	前山倉庫株	茨城県坂東市神田山1129			